

- ・中学校教諭免許のみを取得する場合、または中学校・高等学校の両方の教諭免許を取得する場合は、1教科につき、2年次と3年次開講の2つの教科教育法を履修し、修得する必要があります。
- ・取得を希望する教科以外の教科教育法は履修できません。

### 教科教育法（2・3年次開講）の履修について

- ・他教科の教科教育法を「教科又は教職に関する科目」に算入することはできません。
- ・中学校「社会」に必要な教科教育法（3年次開講）4単位は、「社会科・地理歴史科教育法」または「社会科・公民科教育法」のどちらかで充足してください。両方も修得した場合、「社会」に必要な単位として使用できるのはどちらか1科目のみとなります。
- ・教育実習（現場実習）に参加するための前提科目となっています（P126参照）。

### 「教科又は教職に関する科目」に算入できる単位について

「教職に関する科目」のうち、「教科又は教職に関する科目」として使用できる余剰単位の詳細に関しては、P143「Ⅷ. 『教科又は教職に関する科目』の本学での授業科目及び履修方法」を参照してください。

### 「教育実習」の単位認定について

「教育実習ⅠA・Ⅱ・Ⅲ・ⅠB」は、定められた受講条件をクリアしていなければ履修できません。P126の「Ⅵ. 教育実習の履修方法について」を参照し、1年次から計画的に履修してください。

「教育実習ⅠA」は3年次、「教育実習ⅠB」は4年次にそれぞれ履修登録が必要ですが、4年次の教育実習ⅠB（事後指導）終了時に1単位を認定します。したがって3年次は0単位となり、可否で成績がつきます。なお、教育実習ⅠB（事後指導）は教育実習Ⅲを行う年度に必ずペアで登録してください。また、教育実習Ⅱ（参観実習）及びⅢ（教壇実習）は現場実習の科目です。教育実習に参加する年度の4月に必ず履修登録をしてください。登録のないまま教育実習を終了しても単位にはならないので注意してください。

### 「教育実習」の再履修について

「教育実習Ⅱ」「教育実習Ⅲ」「教育実習ⅠB」が不合格（D評価）となった場合、本学で再履修することはできません。詳細は、「教育実習ⅠA」授業時に配付される「教育実習テキスト」で確認してください。

## 1-2. 選択科目\*

教育職員免許法施行規則に定める科目区分		本学開講科目名	開講	単位	開講学年
科目	各科目に定める必要事項				
教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学特殊講義Ⅰ	半期	2	3
		教育心理学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育学特殊講義Ⅲ	半期	2	3
学校・学級経営論		半期	2	2・3	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	教育学特殊講義Ⅱ	半期	2	3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む）	授業アセスメント論	半期	2	3
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育心理学特殊講義Ⅱ	半期	2	3

※ 「選択科目」を修得した場合、単位は「教科又は教職に関する科目」に算入されます。